

医学会発第 58 号
2021 年 8 月 3 日

日本医学会分科会
理事長・会長 殿

日本医学会長
門田 守人



「ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針」及び「ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針」の一部改正について（周知依頼）

平素より、本会の事業推進にご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、令和 3 年 7 月 30 日付にて、別紙 1 のとおり文部科学省研究振興局長，厚生労働省子ども家庭局長並びに健康局長より「ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針」及び「ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針」の一部改正について別添の通り，周知依頼がありましたので，貴会の会員各位に周知の程よろしく申し上げます。

関連 URL は以下のとおりです。

【厚生労働省 研究に関する指針について】

こちらの「医学研究に関する指針一覧」の 6，7 に該当します。
今般改正となった指針についても、一覧で掲載しております。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kenkyujigyou/i-kenkyu/index.html>

なお，詳細は，厚生労働省子ども家庭局母子保健課 [担当：涌井氏・林氏（電話：03-3595-2544）] にお問い合わせ下さいますようお願い申し上げます。

本件の担当
日本医学会事務局 高橋
Tel 03-3946-2121 (内 4260)
Fax 03-3942-6517